交付決定以降の流れについて

交付決定及び補助金のお支払いは**「法人ごと」**に行います。

**＜交付決定額と支払額の合計（国保連からの支払通知（２～４月分と５月分の２通））を比較し、同額か支払額の合計の方が少ない法人＞**

１　**概算払請求書**の提出（様式はホームページ掲載）

（交付決定金額よりも支払額の合計（国保連からの支払通知）の方が少ない法人）

〇　２月から５月分の金額を一括でお支払いしますので、概算払請求書に必要事項を記入、**押印の上、山梨県障害福祉課宛に郵送で**提出をお願いいたします。

２　**変更届出書**の提出（様式はホームページ掲載）

〇　補助金交付要綱第１２条により、当初の計画から金額等が変更になった場合、変更届出書の提出が必要になります。変更届出書に必要事項をご記入の上、山梨県障害福祉課あてに**メールで**提出をお願いいたします。

　【提出期限（上記１、２】令和６年１０月３１日（木）

※概算払請求書は届き次第、１０月３１日を待たずに支払処理に移ります。

**＜交付決定額より支払額の合計（国保連からの支払通知（２～４月分と５月分の２通））が多い法人＞**

１　**変更届出書**の提出（様式はホームページ掲載）

〇　交付決定額より支払額の合計の方が多い場合は、変更交付決定をしてからでないとお支払いができません。

また、補助金交付要綱第１２条により、当初の計画から金額等が変更になった場合、変更届出書の提出が必要になります。変更届出書に必要事項をご記入の上、山梨県障害福祉課あてに**メールで**提出をお願いいたします。

【提出期限】令和６年１０月３１日（木）

２　**概算払請求書**の提出（様式はホームページ掲載）

〇　変更交付決定後に、２月から５月分の金額を一括でお支払いしますので、概算払請求書に必要事項を記入、**押印の上、山梨県障害福祉課宛に郵送で**提出をお願いいたします。（変更交付決定後に提出をお願いいたします。）

　【提出期限】変更交付決定通知受領後、速やかに

※郵送先：400-8501 山梨県甲府市丸の内１－６－１　障害福祉課施設支援担当

　メール：shogai-chshn@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ：

https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/shoguukaizen/20220131.html